

(参考 大王)

○ 従来、関税収入分と石炭対策特別会計

	特別会計	剰余金	脱硫減税分	差引
年度	(億円)		(億円)	(億円)
44年度	844	赤字		
45 "	971		42 ($51 \times \frac{10}{12}$)	$\Delta 42 + d$
46 "	923	80 (億円)	47 ($57 \times \frac{10}{12}$)	33
47 "	946	160	53 ($64 \times \frac{10}{12}$)	107
48 "	903	210 ~350	64 ($77 \times \frac{10}{12}$) ~90	146 ~250

但し今後

- 原油の輸入量が更に増えることにより剰余金の増の要素あり。
- 脱硫減税 (45年度 300^円/kl) の増額により剰余金の減の要素あり。

○ 参考

原油関税分の石炭対策費

還付金、その他控除した金額 $\frac{520}{640}$

○ 原油

年度	輸入量 (10 ⁶ kl)	関税額 (億円)	石炭対策 (億円)
39	71	401	
40	87	486	
41	104	588	
42	125	709	542
43	147	858	596
44	(160)	944	744
45	192	(1150)	900
46	207	(1250)	1000
47	233	(1400)	1150/200
48	261	(1500)	1200 1260

仮に関税額の
80% 軽減とした場合
 $\frac{10}{12} \div 0.833$